高砂市中小事業者キャッシュレス・DX 化支援事業補助金

申請手続きに係るQ&A

令和5年9月11日時点

補助要件・金額について

Q1:この補助金の目的と概要は。

A1:市内の中小事業者が、キャッシュレス・DX化社会の実現化のために独自に実施する電子商取引やキャッシュレス決済のデジタル技術を活用した設備等の新規導入や経営者向けセミナー等に要する費用について、その費用の一部を補助するものです。

Q2:この補助金の給付対象者は。

- A2:次の①~②の条件にすべて該当する中小事業者及び個人事業主が対象です。
 - ① 市内に主たる事務所又は事業所(本社、本店等)を有すること。
 - ② 補助金の交付の申請の時点で事業を営んでいる実態があり、かつ、今後も市内で継続して事業を行う意思があること。
 - ※上記条件に関わらず、次のいずれかに該当する中小事業者は対象外です。
 - 〇みなし大企業
 - →発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業(中小事業者以外の者であって事業を営むものをいう。以下同じ。)が所有している中小事業者
 - →発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小事業者
 - →大企業の役員又は職員である者が中小事業者の役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小事業者
 - 〇高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年高砂市条例第5号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者が事業を営んでいる中小事業者
 - ○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項 に規定する性風俗関連特殊営業及びこれに類似する営業を営む中小事業者(同条第6項第4 号に規定するものを営む者を除く。)
 - ○営業に関して必要な許認可等を取得していない中小事業者
 - ○市が補助金を交付することによって、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある中小 事業者
 - ○申請時点において、市税を滞納している中小事業者 (新型コロナウイルス感染症の影響を受けて延納等を認められた者を除く。)
 - ○偽りその他不正の行為等により、国、県及び市から補助金の交付を受けたことが判明し、国、 県及び市から返還を求められたにもかかわらず、当該補助金の全部又は一部を返還していな い者が代表者である中小事業者

Q3:この補助金の対象となる事業及び金額は。

A3:下記表内の補助対象事業1つにつき、上限額10万円、補助率3分の2としています。

(例)(3)インボイス対応事業と(4)販路開拓・拡大支援事業を実施した場合の補助金の額は。

(3)インボイス対応事業 会計システム購入費(消費税抜き)

・120,000 円×2/3= 80,000 円 ← 様式第1号別紙(4補助申請額(c)欄及び

太枠内(c´)に記載する額

(4)販路開拓・拡大支援事業 EC サイト開設費(消費税抜き)

·545,000 円×2/3=363,333 円 ← 様式第1号別紙(4補助申請額(D)欄に記載する額、

太枠内(D')は100,000円と記載。

太枠内 180,000 円 (補助申請額)

補助対象事業(メニュー)名 補助対象経費 (1) キャッシュレス決済導入支援事業 ・デジタル機器等の購入費 キャッシュレス決済端末、ハードウェア等の POS レジ、モバイル POS・キャッシュレス決済端 新規導入により、新しい生活様式への対応と 末機、タブレット端末、レシートプリンタ等レ ジ周辺機器 キャッシュレス化を促進させ、事業者及び消 ※ただしパソコンは除く。 費者の利便性の向上に資する。 (2) アフターコロナ対応環境整備支援事業 ・ウェブ会議用カメラ、周辺機器又は専用ソフ アフターコロナを見据え、デジタル技術を活 トウェアの購入費 ・委託費(システム開発・改修に係るものに限 用したウェブ会議やテレワーク等の新規導入 る。) により、業務効率化に資する。 (3) インボイス対応事業 ・インボイス対応レジ、会計システム、受発注 インボイス対応レジ、受発注システム等デジ システム、専用ソフトウェア又はハードウェア の購入費、クラウド利用費(クラウド利用料最 タル技術を活用した設備の新規導入により、 大2ヶ月分) 経営の安定化及び適切な納税に資する。 (4) 販路開拓・拡大支援事業 ・デジタル機器の購入費 ・ECサイト開設費 デジタル技術を活用したテイクアウト事業、 ・システム作成費 通信販売事業等の新規業態の導入により、売 ・インターネット環境の整備費 上の増加につなげ、市の商業活性化に資す ・広報費(チラシ作成費、印刷費その他広告宣 伝費) る。 · 会場使用料 (5) 研修開催・専門家派遣支援事業 ・講師謝金 ・人件費 専門家によるデジタル化にチャレンジする経 (事業実施に必要なアルバイト代等に限る。)

営者向けセミナーや勉強会等の実施により、 事業者のキャッシュレス化や DX 化に資する。

- ・事業実施に必要な消耗品購入費等
- ・広報費(チラシ作成費、印刷費その他広告官 伝費)

Q4:この補助金の対象メニューは複数選択しても良いか。

A4:複数選択しての申請は可です。ただし、申請は<u>1事業者につき1回限り</u>としていますので、 複数メニューをまとめて申請していただく必要があります。(Q3/A3参照)

Q5:では、複数のメニューを選択して申請する場合、複数のメニューで補助対象となる経費についてはどのように扱えば良いか。

(例) インボイス対応の POS レジを新規導入するが、(1) キャッシュレス決済導入支援事業、

(3) インボイス対応事業 の両メニューの補助対象経費に該当する場合

A5: 導入する設備等が複数のメニューの補助対象経費となる場合、いずれか1つの経費に計上し してください。

Q6:複数の事業所がある場合、補助金の申請はどうなるか?

A 6:1補助対象者(1中小事業者(事業主)) につき、1回限りとしているため、要件が該当する複数の事業所がある場合でも、申請は1回のみとします。 ただし、代表者が同じでも別法人で事業を営んでいる場合、法人ごとに1回とします。

Q7:事業所は市内だが、事業主の住所が市外の場合は対象となるか?

A7:Q2回答で示す要件を満たしていれば対象となります。

Q8:本社や本店が市外にある法人で、営業所、店舗等が高砂市内にある場合、対象となるか?

A8:主たる事務所又は事業所(=本社、本店である店舗等)が<u>高砂市内にない法人(又は個人事業主)は、対象とはなりません。</u>

Q9:中小事業者とは?また業種の指定はあるか?

A9:下記の表の業種ごとに、資本金又は従業員数のいずれかに該当することが必要です。 【中小企業基本法第2条第1項及び第5項 別表】

業種	中小企業者 (下記のどちらかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は	常時使用する	常時使用する
	出資の総額	従業員の数	従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、 その他の業種(②~④を除く)	3億円以下	300 人以下	20 人以下
②卸売業	1億円以下	100 人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100 人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50 人以下	5人以下

[※]ホテル・旅館は、中小企業信用保険法施行令第1条第2項「旅館業」の定めにより、資本金の額 又は出資の総額5千万以下、常時使用する従業員の数は2百人以下。

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する

性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者(ただし、同法第2条第6項第4号に規定するものを営む者を除く。)は対象外とします。

※みなし大企業は対象外とします。

(みなし大企業の定義)

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業(外国法人含む)の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業(外国法人含む)の所有に属している法人
- ・大企業(外国法人含む)の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人

Q10:中小企業者及び小規模企業者は対象となるのか?

A10:本補助金事業について「中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する 中小企業者若しくは同法第2条第5項に規定する小規模企業者」は中小事業者と同等の者と みなしています。

したがって、Q2回答で示す要件を満たしていれば対象となります。

Q11:Q9表にある「常時使用する従業員」の定義は?アルバイトやパートなどは含むか?

A11:常時雇用する従業員とは、正社員等、期間の定めなく雇用されている従業員であって、過去 1年以上の期間について引き続き雇用されている者又は雇い入れ時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者を含みます。

Q12:個人事業主にはフリーター(アルバイト)も含まれるか?

A12:含まれません。個人で事業を営んでいることを対象要件としていています。 なお、市内に事務所等を置き、開業届を提出しているフリーランスは含みます。

Q13:令和5年5月にキャッシュレス決済端末を導入した。

申請受付は6月1日からとなっているが、すでに導入した当該端末は補助の対象となるか。

A13: 原則として、補助対象事業を実施(設備等の購入など) する前に申請を行い、補助金の交付決定を受けた後に補助対象事業を実施することが要件です。

ただし、導入が令和5年4月以降であって、やむを得ない事情があると認められる場合は、補助金の交付を受けることができます。

補助対象経費

Q14:補助対象経費となるものについて、どのように判断するのか。

A14: A3に示す対象経費のほか、申請書の事業計画から、キャッシュレス化やDX化の普及・促進に資する取組であるかを審査し、総合的に判断します。

Q15:パソコンは対象となるのか。

A15: DX化にも資すると考えられるパソコンは、その用途の汎用性が高く、DX化を主とした目

的で購入したとは判断できないため、対象外としています。

Q16:タブレット端末はキャッシュレス決済導入支援事業において対象経費か。

A16:パソコンとは違い、タブレット端末は広く飲食店の決済方法に用いられているため、キャッシュレス決済の新規導入に際し、有用なものと捉えています。

Q17:補助金に消費税は含むのか?

A17:消費税及び地方消費税相当額は補助対象外であるため、含みません。

Q18:キャッシュレス決済端末を導入しようと考えているが、リース料等維持費は補助金の対象となるか。

A18:対象外です。新規導入に係る費用のみを対象としています。 その他、補助対象外の経費を下記に示します。

- ・買換えに係る費用
- ・公租公課 (消費税、その他税金、社会保険料等)
- ・光熱水費 (電気料金、水道料金、ガス料金等)
- ・電話料金、インターネット回線通信料金、郵送料、切手代
- ・レンタル・リース費
- ・人件費 (事業実施に必要なアルバイト代等を除く。)
- ・仕入れに係る経費
- ・交通費 (鉄道運賃、飛行機運賃、タクシー代、高速利用代、ガソリン代等)、宿泊費、燃料費
- ・飲食・接待費
- ・補助金、助成金、協力金等の申請書類作成のために支払う費用
- ・年間契約に係る契約料、長期保証金(事業実施に必要で事業実施期間内のものを除く。)
- ・店舗への振込手数料
- ・割賦払い代金
- ・損失補填、借入れに伴う支払利息
- ・官公署に支払う手数料等
- ・その他公的資金の使途として社会通念上不適切と認められる費用

Q19:アフターコロナ対応環境整備支援事業の対象経費となる周辺機器とは何か。

A 19:無線 LAN、LAN ケーブル、液晶ディスプレイ、ヘッドセット、マイク、カメラ用三脚、プリンター、スキャナー等。

Q20:インボイス対応事業を活用し、会計システムを導入したい。 初期導入費用は無料であるが、クラウドサービス利用料が別途発生する。 これは補助の対象経費となるか。 A20:新規導入から最大2ヶ月分まで対象となります。 申請時に、月々のクラウドサービス利用料がわかる見積書を提出してください。

補助金交付申請について

Q21:申請の期間と方法を教えてほしい。

A21:申請受付期間 令和5年6月1日(木)から随時受付

※ただし、予算額に達成次第、申請受付を終了しますのでご注意ください。

その場合、市ホームページにてお知らせしますので、申請前に必ずご確認ください。

申請方法 申請書及び添付書類を作成のうえ、下記担当窓口までご提出ください。

担当窓口/高砂市生活環境部環境経済室産業振興課(本庁舎3階⑥番窓口)

所 在 地/〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1-1

電話番号/079-443-9030(直通)

Q22:申請に必要な書類はなにか。

A22:次の書類をそろえ、Q21回答の担当窓口までご提出ください。

- ○申請書
- ○各メニューの実施に係る見積書
- ○市税完納証明書
- ○銀行口座の通帳の写し

なお、申請書等の様式は、<u>市ホームページ</u>に掲載しているほか、高砂市役所本庁舎3階産業振 興課窓口にも設置しています。

実績報告・給付関係について

Q23:補助金の交付決定後、実績報告、補助金の支給等その後の流れは。

A23: 交付決定後、申請時にご提出いただいた事業計画書に基づき、事業を実施してください。 事業完了後2週間または令和6年3月31日のいずれか早い日までに実績報告書と添付資料を 提出して下さい。

市は実績報告書類を審査し、内容が適切であれば申請者に補助金額確定通知書を送付します。 その後申請者より補助金請求書を市に提出していただき、市が補助金を給付します。 請求書受理後2週間から3週間程度での振込を予定しています。

事業開始後の事業継続等について

Q24:補助金を受給し設備を導入した後に倒産した場合、返還の義務が生じるのか?

A24: 倒産によるこの補助金の返還は求めません。

事業の実施後、経営状況等が悪化する等、申請時点における中小事業者の意思とは異なる結果 も想定し、本補助金交付後の倒産や休業・廃業があった場合、市は返還を求めません。

ただし、偽り等の申請により給付補助金を不正に受給した場合は、全額を返還していただきま

財産の処分について

Q25:補助金を受給し設備を導入した後に倒産した為、当該設備が不要になった。 個人で保有していても仕方がないため、当該設備を譲渡する等処分してよいか。

A25: 耐用年数が経過する前に補助金を受け取得した設備(ただし、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のもの)等を耐用年数が経過する前に補助金の交付の目的に反して転用、譲渡、交換、抵当権の設定、貸付、取り壊しを行う場合、市に対し事前に申請することが必要です。担当窓口までご連絡ください。